

# 法定点検

## 貯水槽点検

入居者に安心頂く為に、水質検査成績書を現地へ掲示します



検査成績書

項目	検査結果	検査日	検査場所
臭気	良好	2023.01.15	1F 貯水槽
色度	0.5	2023.01.15	1F 貯水槽
濁度	0.1	2023.01.15	1F 貯水槽
総硬度	150	2023.01.15	1F 貯水槽
カルシウム	75	2023.01.15	1F 貯水槽
マグネシウム	75	2023.01.15	1F 貯水槽
塩素	0.5	2023.01.15	1F 貯水槽
亜硝酸塩	0.05	2023.01.15	1F 貯水槽
硝酸塩	10	2023.01.15	1F 貯水槽
鉛	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
銅	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
鉄	0.1	2023.01.15	1F 貯水槽
マンガン	0.05	2023.01.15	1F 貯水槽
亜鉛	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
セレン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
モリブデン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
コバルト	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
ニッケル	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
クロム	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
マンガン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
銅	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
鉄	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
マンガン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
亜鉛	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
セレン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
モリブデン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
コバルト	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
ニッケル	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
クロム	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
マンガン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
銅	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
鉄	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
マンガン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
亜鉛	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
セレン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
モリブデン	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
コバルト	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
ニッケル	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽
クロム	0.01	2023.01.15	1F 貯水槽



### ●入居者に安心頂ける 安全な水をお届けします。

受水槽のある建物は1年に1回、受水槽内部の清掃を行います。同時にポンプ周りも点検を行います。

上記清掃のタイミングで、水質の検査を行い、入居者に告知する事により飲料水適合を証明します

(水質検査の結果報告書を現地に掲示します。入居者の日頃の評価が向上し、入居率が安定します)

## 消防点検



### ●費用対効果に優れた消防点検を 専門業者と連携し、実施します

消防設備が設置されている建物は消防設備点検が必要です。点検は「機器点検」「総合点検」の分類で行っており、機器点検は半年に1回、総合点検は1年に1回の実施が義務付けられています。また、消防法で非特定用途の建物に分類される、一般的な賃貸住宅も、点検の結果を3年に1回、消防長または消防署長に報告することが義務付けられています。報告書の作成や提出につきましても責任を持って対応いたします

人命に係る重大な事故が発生してしまう可能性がある消防設備。法令で定められているからだけでなく、点検業務に際し、信頼できるメンテナンス業者さんを選定し、連携する事により入居者の安全な生活をまもります。

## エレベーター点検



### ●費用対効果に優れたEV点検を 専門業者と連携し、実施します

エレベーターのメンテナンス・定期点検に関しては、建築基準法によって定められています。

そして、保守業務には定期的に行う点検と法定点検(1回/年)があり、必要に応じて修理・調整などを行います

人を乗せるエレベーターは、現代ではなくてはならない設備です。しかしひとたび不具合が発生すると「人が挟まる」

「人の閉じ込め」「人の転落」等、人命に係る重大な事故が発生してしまう可能性があります。法令で定められているからだけでなく、信頼できるメンテナンス業者さんを選定し、連携する事により入居者の安全な生活をまもります。

## 特殊建築物点検



### ●建物とトータルな安全とベストコンディションを維持します

建築基準法第12条第1項の規定により、特定行政庁が指定する特殊建築物等の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、建築物の敷地、構造、防火、避難関係等を用途・規模によって毎年又は3年ごと定期的に調査資格者により調査し、その結果を所轄特定行政庁に報告することが義務づけられています。